

◎新潟県告示第75号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和7年1月31日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
みやじまの里第二清心荘	新潟県上越市板倉区宮島131番地1	社会福祉法人上越市社会福祉協議会	通所介護	令和6年11月25日	令和6年12月31日